

2021年8月7日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2021年8月7日午後2時から午後5時ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔会議研究会および会議

【出席者】

山村、小林、林、玉江、南京家、清水、巫（7名）

2. 前回の研究会の議事録の確認

了承された。

3. 会則の検討と会員登録

最終案を会員、準会員と思われる人にメール送付し、賛否や修正提案を募り、同時に、会員登録への協力を求める。

4. 山村さんの裁判の報告

- ① 山村さんの工場が公害問題で苦境に陥っていた時に、兄が移転費用を援助してくれると申し出てくれたが、昭和46年2月1日に、兄宅に相談に行ったら、援助の話を覆されて、「お前とは付き合えない」と暴言を吐かれたので、そのまま帰った。そのことがあって、しばらく交流しなかった。
- ② その後、父親の遺産の土地の登記を調べてみたら、相続手続きをしていないのに、兄名義に登記変更されていたので、平成6年に、兄が遺産を文書偽造で私物化したとして裁判を起したが、一番は時効を理由に、請求棄却された。
- ③ 控訴したところ、裁判長が、昭和52年に弁護士相談をしたことを証明すれば時効はとらないと言ったので、当該弁護士に領収書の提出を求めたが、弁護士が拒否して、その結果、敗訴になった。
- ④ このころから、山村さんが兄宅を訪れると、兄が山村さんを殴打するような状況になった。
- ⑤ 平成15年に山村さんが「工場移設明示裁判」（原告：山村さん、被告：兄）を提訴すると、兄が「損害賠償請求訴訟」（原告：兄、被告：山村さん）を提訴した。工場移転明示訴訟は、兄が工場移転を援助する約束をしたことを前提にして、兄の責任を追及するもの。損害賠償訴訟は、山村さんが兄宅を訪れることで、兄に損害を与えているとして、山村さんに賠償を求めるもの。

- ⑥ 工場移設明示裁判では、裁判官に、「兄が50万円を支払うことで和解するか」と聞かれたが、山村さんは「一応、判決をお願いします」と意向を述べた。
- ⑦ 損害賠償訴訟では、一審で工場移転の約束があったことは確認されていた。明示裁判の控訴審の判決前に控訴審判決があり、山村さんが鋼材購入代金などの資金繰りに困って、兄に無心していたという判断が理由中に書かれていた。
- しかし、この裁判で双方が主張していたのは、
- 【兄】2500万円の機械を買うための資金を無心に来たが断ったところ、山村さんが来なくなった
- 【山村さん】山村さんは工場移転の約束を反故にされ、「お前とは付き合えない」と暴言を吐かれたので、兄と付き合いなくなった
- というもので、判決理由の判断は裁判中に誰も主張していなかったものである。この判決は民訴法246条に違反している。なお、当時の山村さんの工場では、鋼材を購入することはなく、鋼材の購入代金のために資金繰りに困ったという話は、考えられない虚構である。
- ⑧ この損害賠償訴訟控訴審の裁判官が独自に言い出した状態が、工場移設明示裁判の控訴審判決にも波及し、控訴審判決はまったく山村さんの主張を認めない内容のものになった。
- ⑨ 前記の損害賠償訴訟の控訴審の判決理由の独自の主張を裁判官がどのように思いついたかは不明だが、これはいかなる意味でも事実ではない。しかし、裁判の後、山村さんが兄に金を無心しに訪れるという判断が通用するようになり、裁判に訴えても、裁判所は山村さんが一方的に悪いという姿勢を固め、取り合わなくなった。
- ⑩ 民事裁判というのは、双方が法廷において、口頭で弁論して主張しあうもので、その中で真実が明らかになっていくものである。ところが、実際の裁判で書面を出すと、即結審になり、双方の主張が展開されないままに判決になるので、少しも主張が検討されない。今回、「受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件」を提訴して、口頭弁論の法廷で、自分の主張と相手の主張を直接、議論させるよう裁判官に求めたが、裁判官は応じなかった。これは職権乱用により山村さんの裁判を受ける権利を蹂躪する行為である。

【議論】

林：山村さんは民訴法246条について、誤った解釈をしているし、裁判のやり方も的外れだ。私は10年前から、それを説明している。

山村：林さんは以前からいろいろ提案されているので、裁判をするときに

協力してもらおうと電話をしたが、電話が通じず、通じた場合でも自分は弁護士ではないので、協力できないということだが。

林：この問題について、この研究会で研究するのはどうか。

山村：研究するのはいいが、林さんから皆がわかるようなレポートなりレジュメなりを作って、説明しなければ、議論にならない。

巫：山村さんに賛成。

小林：巫さんが勝手に民事訴訟法の参考書を読んで勉強すればいいのではないか。

巫：林さんが主張しているのだから、その主張が正しいことを皆が納得できるように、林さんが文献などを示して、説明するべきではないか。

5. この点に関する巫の見解

会の進行に関しては、以前に「会の進行方式に関する提案」が出されており、これが守られていないままに弊害が続いている。民訴法 246 条の解釈（民事訴訟の方式の解釈を含む）の問題は、林さんが強く主張したのであり、他の参加者が必ずしも納得できていなかったのであるから、それを主張し続けるのなら、林さんが根拠をわかりやすく示して、説明するべきだと思う。

会の進行方式に関する提案の抜粋

【会の検討事項の討議の進行の場合】

- ① 発言者はすべて議長に発言許可を求める。
- ② 複数の人が発言を希望する場合には、議長が順に発言者を指名する。
- ③ 発言者はできるだけ、要領よく自分の主張する点を説明し、同じことを何度も繰り返さない。そういう場合には、議長が発言を制止し、他の発言者に機会を与える。
- ④ 主張に疑問が出された場合には、主張者はその根拠を説明し、説明しきれなかった場合には、意見の不一致点を確認、理解し、できれば次回以降に主張の根拠に関する調査を行い、発表する。
- ⑤ 議長は、全出席者に平等に発言の機会を与えるよう、努力しなければならない。

6. 発表

- ① 田中耕太郎『法の支配と裁判』読書ノート（巫）第六回

【発表した対象論文】

・法曹の使命と責任

（発表済 19 本、未発表 0 本）

- ② 議論

山村：田中耕太郎の法曹の使命に関する考え方は間違っているので、これを正すべきだ

7. 自由討論

活発な自由討論があった。

8. 予定

① 次回の研究会

2021年8月21日14時30分からZoom会議。Zoomホストは林氏。

以上

2021年8月10日

巫召鴻